

労働基準広報 2017 No.1914

2/11

CONTENTS

特別企画 2017年 労働災害の企業内補償の水準 ————— 6

死亡と障害1級～3級は3000万円台中心 勤続年数と最低額を組み合わせた制度も

〈掲載業種〉鉄鋼／造船・重機／非鉄／紙・パルプ／機械・金属／自動車／電機／運輸

多くの企業において、業務上災害及び通勤災害の被災労働者に対する法定の補償に一定の上積みを行う「企業内補償制度」が導入されている。各単産が集計した業務上災害の補償内容の最新データによると、労働者が死亡した場合（遺族補償）や障害等級第1級から第3級の補償額は3000万円台（「退職」の区分）が中心となっている。また、遺族補償などでは、①勤続年数の区切りに応じて補償額を引き上げること、②補償額に最低額を設けること——を組み合わせている制度もみられる。

（編集部まとめ）

●取材シリーズ／人事大事の時代〈事例編〉⑳ — 22

社員は会社理念を実現するパートナー 商売の楽しさ・喜びを実感できる人材づくり ～株式会社サンヨネ～

株式会社サンヨネは、BIGな会社よりGOODな会社を目指している。いたずらに規模拡大を追求せず、働く人、生産者、消費者が共に幸せになる「ステキな会社をつくりましょう」が経営理念。採用では経営理念への共感を重視し、定期異動で人材の流動性を高め、オールラウンドに仕事ができるパートナー（社員）を育てている。また、粗利益の50%を現金給与総額として還元し、半年ごとにテーマを決めて人事評価の基準としている。

●解釈例規物語⑧ ————— 34

I 第37条関係

法第41条該当者の割増賃金の基礎

II 第90条関係

労働組合の意見

（中川恒彦）

●NEWS ————— 1

（厚労省・長時間労働抑制する取組み強化で緊急対策）労働時間の適正把握で新ガイドライン／（29年度・厚生労働省予算案）働き方改革に取り組む中小企業支援に22億円計上／（27年度・石綿被害の補償状況）労災給付の請求・支給決定は前年度よりやや減少／ほか

●労働局ジャーナル ————— 32

京都府最低賃金周知用ポスターが決定 府内での最低賃金周知に活躍が期待される

〔京都労働局〕

●本誌読者アンケート — 33 ●連載 労働スクランブル⑩（労働評論家・飯田康夫） — 40 ●労務資料

平成28年 賃金引上げ等の実態調査結果①～賃金の改定状況等～ — 42 ●わたしの監督雑感 青森・十和田労働基準監督署長 菊地良英 — 54 ●編集室 — 56

労務相談室

回答者

労災保険法 〔通勤途中に子を保育園に送った後にケガ〕 通勤災害になるか ———— 48	特定社労士・山田幸子
育児介法 〔夫が昼間勤務も宿泊を伴う出張多い〕 介護のための深夜業の制限は — 50	弁護士・平井彩
就業規則等 〔有期契約者について定年年齢の規定ない〕 無期転換した場合の定年は — 52	弁護士・荻谷聡史

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内